

住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響によりさまざまな困難に直面した住民税非課税世帯などに
対し、速やかに生活・暮らしを支援するため、1世帯あたり10万円を支給します。

対象世帯

基準日（令和3年12月10日）において田布施町に住民登録がある世帯で、次の①または②に該当する世帯
（住民税が課されている人の扶養親族などのみからなる世帯を除く）

①住民税非課税世帯

世帯全員の令和3年度の住民税均等割が非課税の世帯

②家計急変世帯

①以外の世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変によって収入が低下したことによ
り、令和3年度の住民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯

給付額

1世帯あたり10万円

申請手続き

■対象世帯 ①住民税非課税世帯

◇確認書の送付について

町より対象と思われる世帯へ、『臨時特別給付金支給要件確認書』などを送付します。（2月中旬予定）
内容を確認し、必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒にて返送してください。

- ・提出期限 発行日から3か月以内

◇申請書による申請について

確認書をお送りした世帯とは異なり、世帯の中に令和3年1月2日以降に田布施町に転入した人や未申告
の人がいる場合は、申請が必要となります。このような場合は、令和3年度の住民税が非課税であることが
わかる証明書の写しなどと申請書を一緒に郵送で提出してください。

- ・提出期限 令和4年9月30日（金）

◇振込について

書類を確認後、指定口座へ振込みます。なお、2月28日（月）までに書類を提出された場合は3月末に
振込みとなり、その後は町が受理した日から約1か月後に振込みとなります。

■対象世帯 ②家計急変世帯【郵便による申請】

◇受付期間 3月22日（火）～9月30日（金）（消印有効）

◇提出物

- ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）
- ・簡易な収入（所得見込額）の申立書（家計急変者）
- ・本人確認書類（免許証、マイナンバーカードなど）
- ・振込先口座番号がわかる通帳やキャッシュカードの写し
- ・令和3年中の収入または任意の1か月の収入がわかるもの（月の給与明細書や源泉徴収票など）
（世帯の令和3年度課税者全員分）

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での提出を原則としています。

※申請から振込みまでに1か月程度かかります。ご了承ください。

申請書類

町ホームページに掲載、町民福祉課窓口（1階④窓口）に設置

郵送先

〒742-1592 田布施町大字下田布施 3440-1
田布施町役場町民福祉課（住民税非課税世帯給付金担当）宛

問合せ先

- 町民福祉課住民税非課税世帯給付金専用
☎ 25-1900（受付時間：午前8時30分～午後5時）
※土日、祝日を除きます。
- 内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター
☎ 0120-526-145（受付時間：午前9時～午後8時）

『空き家バンク』登録物件を募集します

町では、定住促進と危険家屋の防止を図ることを目的に、町外からUIターンを希望する人に対して空き家の紹介を行う『田布施町空き家バンク』事業を行っています。

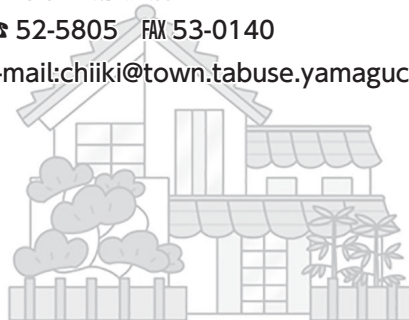
「家が空いているから貸したい。」という人は、ぜひ空き家バンクに登録をお願いします。

- ※廃屋や老朽化が著しいものは登録できません。
- ※物件の調査から契約までは、町と提携している不動産関連団体が行います。
- ※申込書は町ホームページからもダウンロードできます。

☎ 経済課地域振興係

☎ 52-5805 FAX 53-0140

E-mail: chiiki@town.tabuse.yamaguchi.jp



空き家バンク登録家屋リフォーム事業助成金

町では、空き家の利活用を促進するため、空き家バンク登録後に行う空き家のリフォーム費用および家具など、不要物の撤去費用の一部を助成します。

- ◇助成額（1,000円未満切り捨て）①リフォーム 対象費用の1/2（上限30万円）
②不要物の撤去 対象費用の全額（上限10万円）

※助成金の詳細はお問い合わせください。

『第50回たぶせ桜まつり』の中止のお知らせ

令和4年4月に開催予定の『たぶせ桜まつり』は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を中止とします。

◇問合せ先 たぶせ桜まつり実行委員会（田布施町観光協会内） ☎ 25-3527